



現在地 [HOME](#) > [暮らし](#) > [都市計画・公園・緑化推進](#) > [公園・緑化推進](#) >

生駒市みどりの基金のページ

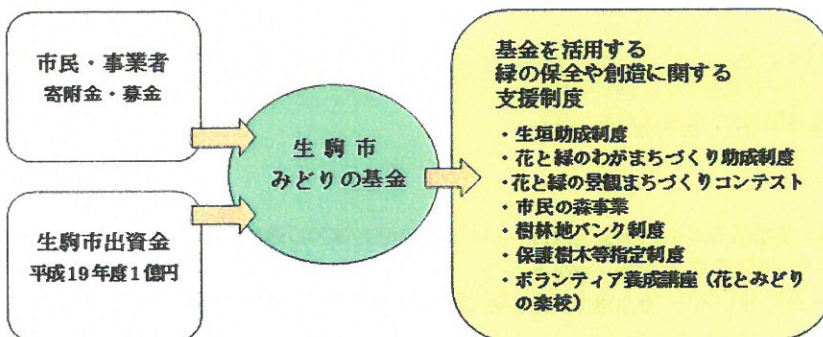
[2018年4月17日]

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます [シェア](#) [ツイート](#)

生駒市は、緑豊かな自然に恵まれた住宅都市です。その自然を適切に保全しながら緑化などにより新たな緑を創造し、花や緑であふれ自然とふれあえる魅力的なまちづくりを推進することが重要です。そのため、平成19年4月に市の出資金1億円をもとに、「生駒市みどりの基金」を創設しました。この基金をつかって、平成19年度からは「生垣設置助成制度」を、平成20年度から「花と緑のわがまちづくり助成制度」、「花と緑の景観まちづくりコンテスト」を、平成21年度からは「ボランティア養成講座（花とみどりの楽校）」を実施しています。さらに、平成23年度からは「樹林地バンク制度」「市民の森事業」を実施し、生駒市の自然環境を守っていきます。広く市民・事業者の皆様方のご寄附のご協力をお願いいたします。



[生駒市緑の基本計画のページへ](#)



基金を活用した事業

生垣助成制度

市街化区域内で、新たに生垣を設置するか既存のブロック塀などを生垣に作り替える方々に対して、施工費の一部を助成する制度です。必ず事前にご相談ください。詳しくはみどり公園課へお問い合わせください。

[生垣助成制度のページへ](#)

樹林地バンク制度

「樹林地の所有者」と「樹林保全活動グループ」を繋いで樹林の保全を進め、市内の優良な樹林を次世代に引き継ぐことを目的とする制度です。詳しくはみどり公園課へお問い合わせください。

[樹林地バンク制度のページへ](#)

市民の森事業

市が一定期間、樹林の所有者から土地を無償で借りあげ、樹林地を整備した上で広く市民に憩いの場として開放し、利活用できるようにすることを目的とする事業です。詳しくはみどり公園課へお問い合わせください。

[市民の森事業のページへ](#)

花と緑のわがまちづくり助成制度

まちなかに草花などを植え、花と緑のまちづくりを推進する自治会などに対して助成する制度です。詳しくは、花のまちづくりセンターふるーらむへお問い合わせください。

花と緑の景観まちづくりコンテスト

地域や学校、事業所の皆さまが自主的に取り組んでおられる、まちなかでたくさんの人の目にふれることができる場所での緑化事例を表彰します。詳しくは、花のまちづくりセンターふるーらむへお問い合わせください。

ボランティア養成講座(花とみどりの楽校)

市民の皆さんの緑化意識の向上だけでなく、自ら積極的に活動していただく人材を育成するため、ボランティア養成講座として約6ヶ月間の連続講座「花とみどりの楽校」を実施しています。詳しくはみどり公園課へお問い合わせください。

[花とみどりの楽校のページへ](#)

保護樹木等指定制度

生駒市の良好な自然環境を保全し、育成するため、特に保護する必要があると認められるものを保護樹木・保護樹林として指定する制度です。詳しくはみどり公園課へお問い合わせください。

基金・ご寄附の状況

平成29年10月1日から平成30年3月31日までにご寄附をいただき、氏名の公表を承諾いただいている方は次のとおりです。ありがとうございました。

- ・ イコマ製菓本舗
- ・ 高山製菓株式会社
- ・ 白庭台子ども会育成会

ご寄附のご案内

ご寄附の方法は、納付書による寄附と募金による寄附の2つの方法があります。

寄附について

基金にご賛同いただき、ご寄附をいただける方は、生駒市みどり公園課(0743-74-1111内線583)までご連絡下さい。

「基金申込書」「納付書」を送付させていただきますので、指定の金融機関に納め下さい。

なお、本基金への寄附金には、税の優遇措置もございますので、納入後の「納付書」は、領収書となり確定申告の際に必要となりますので大切に保管下さい。

募金について

みどり公園課と花のまちづくりセンターふるーらむの窓口に募金箱を設置していますので、ご協力をお願いします。

税制上の優遇措置

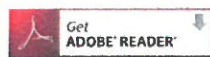
生駒市みどりの基金への寄附金には税の優遇措置があります。

法人税、所得税、相続税又は個人の市県民税の優遇措置があります。

詳しくは[国税庁のホームページ\(別ウインドウで開く\)](#)又は、最寄りの税務署にお尋ねください。

生駒市みどりの基金のチラシ

 [生駒市みどりの基金のチラシ \(ファイル名:kikinchirashiH290518.pdf サイズ:638.36KB\)](#)



PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、[Adobe 社のサイトから Adobe Reader をダウンロード\(無償\)してください。](#)



「生駒市みどりの基金」にご協力を！

— 花と緑と自然の先端都市・生駒をめざして —



生駒市みどりの基金とは？

生駒市では、花や緑であふれ自然とふれあえる魅力的なまちづくりを推進するため、平成19年4月に「生駒市みどりの基金」を創設しました。この基金をつかって、緑の保全や緑化など生駒市の緑の環境を守り、創っていききたいと思っています。

市民や事業者の皆さんにご寄附のご協力をお願いします。



生駒市みどりの基金の仕組み



ご寄附のあんない

ご寄附の方法は、①納付書による寄附 と ②募金による寄附 の 2つの方法があります。

- ① 寄附について 基金にご賛同いただき、ご寄附をいただける方は、生駒市みどり公園課までご連絡ください。「基金申込書」「納付書」を送付させていただきますので、指定の金融機関にお納めください。
なお、本基金への寄附金には、税の優遇措置もございますので、納入後の「納付書」は、領収書となり確定申告の際に必要となりますので大切に保管ください。
- ② 募金について みどり公園課と花のまちづくりセンターの窓口に募金箱を設置しています。



問い合わせ

生駒市 みどり公園課 〒630-0288 生駒市東新町8-38
TEL 0743-74-1111 (内線583) FAX 0743-74-9100
URL <http://www.city.ikoma.lg.jp/0000001455.html>



税制上の優遇措置

生駒市みどりの基金への寄附金には税の優遇措置があります。

法人税、所得税、相続税又は個人の市県民税の優遇措置があります。

詳しくは国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/index.htm>)又は、最寄りの税務署におたずね下さい。



感謝状の贈呈と広報紙、ホームページへの掲載

10万円以上ご寄附いただいた方には、生駒市長より感謝状を贈呈させていただきます。

また、ご寄附をいただいた方については、本人の承諾を得た上で、広報紙や市のホームページにお名前を掲載させていただきます。



基金を活用した現在（平成29年度現在）の制度・事業など

- ・ 生垣助成制度とは、一定の条件を満たした生垣を設置された方に8万円以内で設置費用の一部を助成する制度です。



- ・ 花と緑のわがまちづくり助成制度とは、地域での緑化活動を支援する制度で、まちなかに草花等を植え、花と緑と自然のまちづくりを推進する自治会等に対し、年額8万円以内の助成金を交付します。
- ・ 花と緑の景観まちづくりコンテストとは、市内の緑化取り組み事例を顕彰する制度で、緑化取り組みを顕彰することにより、地域での花や緑のまちづくりの広がりを期待し、本市が花や緑あふれる魅力あるまちなみを形成することを目的としています。景観面と取り組み面から審査し、事例を表彰します。



- ・ ボランティア養成講座「花とみどりの楽校」とは、地域で花と緑のまちづくりを実践するボランティアを養成することを目的とした講座です。



- ・ 樹林地バンク制度とは、樹林地の所有者と樹林保全活動グループを繋ぐ制度で、両者を繋ぐことにより、樹林の保全を進め、市内の優良な樹林を次世代に引き継ぐことを目的としています。



- ・ 保護樹木等指定制度とは、生駒市の良好な自然環境を保全し、育成するため、特に保護する必要があると認められるものを保護樹木・保護樹林として指定する制度です。

- ・ 市民の森事業とは、市が一定期間、樹林の所有者から土地を無償で借りあげ、樹林地を整備した上で広く市民に憩いの場として開放し、利活用できるようにすることを目的とする事業です。